

令和8年2月13日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和8年2月13日（金）  
午後2時  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件
  - (1) 一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書の締結について
  - (2) 一般廃棄物第2最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応について
  - (3) 新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応等の状況について
  - (4) 新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和8年度の実施予定事業について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者（7名）

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	奥岩	浩基	委員	森岡	俊夫
委員	景山	浩	委員	勝部	俊徳
委員	阿部	朝親			

~~~~~

## 欠席者（1名）

|    |    |    |
|----|----|----|
| 委員 | 渡辺 | 穰爾 |
|----|----|----|

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者	米子市副市長	伊澤	勇人	事務局長	深田	龍
事務局次長兼ごみ処理施設整備課長		相野	秀樹	事務局施設管理課長	本池	将
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		遠藤	史章	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯	正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		加藤	公教	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	森	康一

事務局施設管理課ごみ処理
施設維持担当課長補佐
事務局施設管理課係長

安田 憲
前澤 康人

事務局ごみ処理施設整備
担当課長補佐
長谷 佑哉

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 伏 野 哲 彦 書 記 山 本 綾 子

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分)

○中田委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、渡辺委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

## 2 報 告 案 件

○中田委員長 それでは、日程2の報告案件に入ります。

報告案件は、本日4件ございます。これらにつきまして、まず、当局から説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、(1)一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書の締結についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、資料1で説明させていただきます。

また席上に配付させていただいております覚書も併せて説明させていただきます。

まず、この鳥取県環境管理事業センターが建設されます産業廃棄物最終処分場と、本組合が委託しております環境プラント工業が設置いたしました第2処分場の施設の利用に伴う費用負担についてでございます。

産業廃棄物最終処分場の隣接設置に当たりましては、資料1の大きい見出しのところに記載してございます第2処分場の施設の一部を利用する計画でございましたので、施設の利用に関しましては、第2処分場の建設に関わる経費を負担しております本組合、それからそれぞれの処分場の設置者の三者で第2処分場の施設の運営に支障をきたさないこと、必要な費用を負担するといった施設の利用に関する覚書につきまして、令和6年2月に覚書を締結したところでございます。

その後、施設の利用に係る負担金額と負担の方法につきまして、三者で協議を進めまして、2番目に書いてございます覚書に盛り込む内容の記載のとおり、(1)の施設の利用に係る負

担金額といたしまして、総額約2億7,000万円。これは産廃側が利用する第2処分場の施設の建設に要する費用として組合が負担した金額をベースに双方で協議し、決定した金額でございます。

また、(2)の負担の方法といたしましては、産廃処分場の埋立期間の37年間で均等割いたしまして、1年当たり約730万円を事業センターから本組合に対して、埋立開始年度の翌年度から支払うことで調整を図ってございます。

3番目の覚書の締結方法につきましては、事業センターと本組合の二者間で締結することといたしまして、本日席上に配付いたしました一般廃棄物最終処分場の施設の利用に係る費用負担に関する覚書の内容で、事業センター側では事業センター理事会での承認、本組合では正副管理者会議での承認を得た後、令和8年2月12日付で締結しているものでございます。説明は簡単ですが、以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、それでは次に進ませていただきます。

次に、(2)一般廃棄物第2最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** それでは、続きまして資料2で説明させていただきます。それから別紙1から別紙3もそれぞれ用いまして、併せて説明させていただきます。現在稼働中でございます塩類を処理する濃縮水処理施設の稼働状況の課題などにつきましては、昨年1月のごみ処理施設等調査特別委員会で報告させていただきました。今回、その後の状況を報告させていただきます。

まず1番目の(1)施設の稼働状況でございます。令和6年度、令和7年度の稼働状況を表にまとめてございまして、令和7年度につきましては、令和6年度と比べましてひと月を通して連続運転が可能となっておりますが、固化物処理量は、表の右端にまとめてございますけれども、月当たり16トンから18トン程度にとどまっております。これは計画値の月45トンに対しまして、最初のひと月の実績も含めましても達成率としては35%と低い状況になってございます。

また、1ページ目の下側でございます(2)固化物の処理実績といたしましても、未処理量が昨年に対しまして370トン増加いたしまして、合計で約830トンとなっている状況でございます。

続きまして、裏面2ページ目でございます。2の固化物処理の課題及びその対応でございます。

まず(1)の課題といたしましては、別紙1と併せて御覧いただけますでしょうか。この別紙1のグラフの中ほど、オレンジ色で塗りつぶしている部分でございますが、令和4年7

月から大雨対策として敷設したシートに課題がございまして、廃棄物等への雨水の浸透を妨げ、廃棄物中の塩類が洗い流されずに塩分濃度が低下していき、塩類の処理が滞ったものと推察しているものでございます。

資料につきましては2ページ目でございます。(2)の現時点までの経過と今後の取組でございます。

①濃度低下の対応といたしましては、別紙2の左下に緑色の格子で囲っている部分でございます。こちらのシートを令和7年11月末に一部撤去してございます。

また令和8年1月から、地盤改良のために場内の掘削を行っておりまして、雨水がより浸透しやすい環境となり濃度の回復に寄与するものと考えてございますが、1月の測定塩分濃度の測定データとしましては5,600ppmと、処理能力の3分の1程度の濃度で、変わらず横ばい傾向にございます。この塩分濃度の回復につきましては、やはり1年ないし2年程度はかかるものと見込んでいるものでございます。

続きまして、②未処理量への対応でございまして、別紙3にまとめてございます。上の段が通常の予定どおりの計画値でございまして、令和28年までには閉鎖をすることができるような塩分濃度になり、処理が完了する見立てでございます。

今の遅れ分を下の段で表現しておりまして、施設の処理能力につきましては計画値の約120%を確認できておりますので、下側のグラフのとおり、塩分濃度の回復に2年程度かかったといたしましても当初計画の10%増しで処理を進めることで、処分場の廃止時期であります令和31年度末までには未処理分を含めた全ての処理が完了する見通しでございます。

最後、この資料2の2ページ目に戻っていただきまして、3の当面の対応といたしましてまとめてございます。これらの資料を基に、今後も引き続き設置者と協議を進めまして、濃度の改善に努める考えでありますので、また改善が図れた場合、その時点で改めて報告させていただく考えでございます。説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

阿部委員。

**○阿部委員** 先般の施設を使つてのRO膜での塩分除去ということでしょうか。

**○中田委員長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** 先般説明させていただきました制御盤等の更新施設につきましては、もともとは、浸出水を処理する施設でございます。

こちらのほうは、その後、令和5年に設置いたしました濃縮水処理施設の稼働状況のことでございます。内容としては別物という扱いにさせていただければと思っております。

**○中田委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 少し補足して説明させていただきたいと思いますが、先日、御説明いたしました施設は老朽化により電気設備等を交換するというものでございますが、こちらの場合、そもそもこの最終処分場から出てきます処理水が、想定より塩化物イオン濃度が低いという状況でございます。その原因といたしましては、先ほど御説明いたしましたように大雨対策

のキャッピングシートが影響しているものと考えておまして、設置した後、2年をかけて徐々に濃度が下がってきているということでございます。施設につきましては、先日御説明したものは浸出水を処理するための施設ということでございますので、そちらのほうとはまた違う内容でございます。

○中田委員長 阿部委員。

○阿部委員 先日の処理施設とこの処理施設は別個のものという考えでよろしいですね。はい、分かりました。

今の処理施設はRO膜ではなくして、どのような内容の処理施設でしょうか。お伺いできますか。

○中田委員長 安田ごみ処理施設維持担当課長補佐。

○安田ごみ処理施設維持担当課長補佐 濃縮水処理施設の固化物の処理方法ということで御回答させていただきます。この濃縮水処理施設につきましてはRO膜で濃縮しました濃い塩水を、簡単に申し上げますと、鍋で煮詰めて乾燥させて塩を作るというような施設でございます。具体的には御家庭で使われておられるエコキュートのような機械で温度を上げまして、最終的にはボイラーで熱して塩を作るというような施設になってございます。説明は以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい、分かりました。

○中田委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、(3)新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応等の状況についてを議題といたします。

当局から説明をお願いします。

相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 では次に、新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応等の状況について御報告させていただきます。資料3を御確認ください。

まず、中間処理施設の施設整備事務の実施に係る合意形成の状況についてですが、事前に情報提供をさせていただきましたが、令和8年2月6日に地元の自治連合会長から同意書の提出をいただきました。また同日に、関係します4つの自治会からも同様に同意書の提出をいただきました。

今後、自治連合会及び関係4自治会へ、この同意につきまして条件を付されておりましたので、それに対する回答を行うようにしております。同意書の同意内容ですけれども、連合会と自治会、同様の共通の同意内容としまして、建設候補地を米子市彦名町地内に選定したこと、それから今後の事務を推進すること、こちらについて同意をいただいたところです。

同意条件として付されましたことにつきましては、まず、施設整備の計画、現地調査を実施するときには事前の説明及び実施後の説明を行うこと、また、生活環境の整備に関します

自治会からの要望事項に対しましては、真摯に対応すること、そして覚書を交換することで条件を付されております。

また、連合会の条件としまして、彦名町の将来に資するまちづくりの施策が着実に推進されるよう米子市と緊密に連携を図るということで条件をいただいております。

次に、資料の2ページ目をおはぐりください。2、最終処分場（米子市陰田町地内）の地元対応等の状況についてです。こちらにつきましては、（1）地元同意等の状況についての表につきまして変更点はございません。ただ現在確認しているところで、関係します自治会のうち奥陰田自治会と新山自治会につきましては、年度内に自治会の総会を開催されまして要望事項を取りまとめる予定だと伺っております。

次に、2ページ目の（2）建設候補地における事業の進捗状況です。こちら最終処分場の測量業務ですけれども、令和7年11月の議会で補正予算をお認めいただきましたので、その後発注いたしまして、履行期間として令和8年1月7日から令和8年11月30日までで測量業務に着手しております。現在、資料の収集や現地の踏査を行っているところです。

次に、資料の3ページ目を御覧ください。参考として今後の地元対応の予定と会議等の日程を掲載させていただいております。

令和8年2月20日に組合議会定例会を開催させていただきます。この後の案件でも説明させていただきますが、中間処理施設の同意をいただけたということで来年度の当初予算に盛り込ませていただこうかと思っております。最終処分場も併せまして、令和8年2月議会に上程の当初予算に計上させていただこうかと考えているところです。説明は以上です。

**○中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等ありましたらお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** スケジュール云々に関しては、この後のところでも聞かせていただけたらと思います。まずは彦名地区の自治連合会で同意書を頂いたということで今後の思いについて御説明いただきましたが、先ほど少し触れておられました、ほかの自治会との地域振興は書いてあって御説明もいただきましたが、同意書を頂いてからしばらく期間がたっていますよね。役員さんが変わったり、地元の状況も変わっていると危惧しますが、そのあたりは定期的に連絡取ったり、今回に関してもスムーズに話が進むような状況になっているのでしょうか。

**○中田委員長** 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

**○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** 今の役員さん、これまでに関わっていただいた方等が変わったときの対応についてですけども、これまでも同意いただくに当たって逐次、連絡等を取らせていただいております。今後につきましても同意いただいた後、こういった同意条件や要望を頂くかということで自治会と逐次、協議等を進めていきたいと思っております。その内容につきましては、それぞれの自治会でいろいろと引継ぎ等があるかと思っておりますけれども、我々としましても、その当時の同意条件等を踏まえて対応していきたいと考えております。以上です。

**○中田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** よろしくお願いたします。期間がたつとどうしても忘れてしまいますし、担当の方は以前こんな話をしていましたというような書面を持っておられると思いますので、そういったものも使いながら、前回こうでしたねという確認作業から丁寧に進めていただけたらと思います。各自治会対象者全ての方に今まで話をされているということですので、大体的方は覚えていらっしゃるのではないかと思いますけど、役員も変わられたり、自治会に出でこられる方も家庭内で代替わりされたりすることもあると思いますので、そのあたりは丁寧に対応いただけたらと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○**中田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

次に、(4) 新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和8年度の実施予定事業についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○**相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** では、新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和8年度の実施予定事業について御説明させていただきます。資料4を御確認ください。

まず、1の実施予定事業の予算措置についてですが、先ほども少し触れさせていただきましたが、中間処理施設及び最終処分場に係ります事業について予算の上程をさせていただこうと考えております。1の表に事業の一覧を掲載しております。最終処分場に係るもの、中間処理施設に係るもの、それぞれの合計で、全体で約3億8,800万円を計上予定としております。

それぞれの実際の事業の着手時期についてですが、最終処分場につきましては、これまで自治会や営農者の同意・理解を得ておりますので、できれば年度当初から着手したいと考えております。

中間処理施設につきましては、自治連や自治会の同意をいただきましたけれども、今後、営農者等の御説明に入らせていただこうと考えております。それが済みまして御理解いただけたという段階で発注、着手したいと考えております。

資料の2ページ目を御覧ください。3の実施予定事業の事業内容と財源内訳について、2ページ目、3ページ目と先ほどの1ページ目の一覧に、それぞれの事業の内容、財源等について表にまとめております。

最終処分場につきましては、用地取得に関するものや、現在実施しております測量、これに次ぎまして現地の地質調査事業にかかっていきたいと考えております。また、今後の整備計画や環境影響等の調査についても取りかかっていきたいと考えております。

中間処理施設につきましても同様に用地取得に係るものですか、測量・地質調査に係るもの、また整備計画、環境影響への評価の調査にかかれればと考えております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。4債務負担行為の設定です。最終処分場につきましては、先ほど説明がありましたように、基本計画や環境影響の調査につきましては2か年の事業を考えております。そういったことで令和9年度の限度額として約9,400万円

で設定させていただいております。

中間処理施設につきましては、同じく基本計画や環境への影響の調査、こちらにつきましては4か年の事業を考えておりますので、令和9年度以降、限度額として約2億9,700万円で設定させていただくように考えております。

最後に、4ページ目の下の参考としまして、令和8年度当初予算に係る市町村負担金ということで全体で2億7,500万円となりまして、こちらに各市町村への負担金額を整理しておりますので、また御確認ください。説明については以上です。

**○中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等をお願いいたします。  
奥岩委員。

**○奥岩委員** 2ページの下から2番目の④ごみ処理施設整備広報事業ですが、最終処分の広報ですか。中間処理のほうでも。見落としていたら申し訳ないですけども、あるのか確認です。

**○中田委員長** 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

**○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** こちらの広報事業ですけれども、中間処理施設と最終処分場を合わせたもので計上させていただいております。

**○中田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 承知しました。そういたしますと、折り込みで広報されているということですが、今後事業が各段階で進捗していく、予算化されていく段になって、具体的にはおそらく処理場・処分場の実際の設計が終わって施工に入るタイミングだと思いますが、どういった施設か、どういった面で環境に良い対応をしているかということも広報で入れられる予定でしょうか。それとも、広報はただ単に事業の進捗についての広報なのか、いかがでしょうか。

**○中田委員長** 相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

**○相野事務局次長兼ごみ処理施設整備課長** 広報ですけれども、記載にありますとおり各市町村の広報誌等への折り込みというので計上させていただいています。前回発行したときは、建設候補地が決定したということで広報をさせていただきましたが、そのときに地元の方と受け止め方で少し差異があって、今後の広報について考えないといけないなということがありました。今後どういったタイミングで広報するかにつきましては、例えば今年度全体の施設のスケジュール感や新しい施設にどういったものを設計するかということがまとまってくるかと思っておりますので、そのまとまった状況等全体を見ながら、それから地元の進捗状況等を見ながら、広報するタイミングはまた年度内で考えていきたいと思っております。

**○中田委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 少し補足させてください。奥岩委員からございました、こういう施設を作るとか、環境への影響がどうなのかということにつきましては、最終処分場は来年度、再来年度で施設の基本計画等を立て、生活環境影響調査を行います。

また、中間処理施設につきましては、⑧の施設の基本計画等は令和8年度、令和9年度で、環境影響評価事業いわゆる環境アセスメントでございしますが、これは令和8年度から4か年

にわたって行いますので、来年度実施できる状況ではございませんが、進捗次第、来年度以降に広報させていただく形になろうかと思えます。以上です。

○**中田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 広報については来年度以降ほかの部分もあるというようなことでしたよね。はい、理解いたしました。

それで、現段階ではそこまで詳しくは詰めておられないような感じもしましたので、先ほど申しあげましたとおり、事業スケジュールの進捗状況や今回広域でこういった施設を準備して事業化していきますというところも圏域の皆様にも伝わるようにぜひ、していただきたいなと思えます。たまに私もいろいろと御意見を伺ったりとかする中で、そもそも、圏域で施設を準備するというようなところを御存知ない方も多々おられますし、それから、どうしても昔のイメージで処理施設が来るとどうなるのかということもございますので、そういったところも、なぜこの施設がここにできるのかという経緯の説明や、あとは、今の施設はこれだけ処理能力がすごいこと、こういった災害対応もできるとか、そういったところが分かるような広報もどこかのタイミングで公式的に。こういった折り込みが良いのか、最近はやりのSNSのショート動画が良いのか、こういった形が良いのかは分かりませんが、ぜひ工夫して正しい情報の発信を心がけていただけたらと思えますので、よろしくお願ひします。

○**中田委員長** ほかにございせんか。

山本委員。

○**山本委員** お聞かせください。資料4の2ページ目です。②最終処分場測量・地質調査事業で、事業費は1億6,350万4,000円ですか。それで、4ページで債務負担行為が書いてありますが、この事業の全体の金額を教えてください。最終処分場と中間処理施設計画の金額です。債務負担行為と合わせた金額を教えてください。

○**中田委員長** 総事業費ですか。

○**山本委員** はい、そうです。

○**中田委員長** 答えられますか。挙手をお願いします。

加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** ただいまの御質問でございますけれども、②最終処分場の測量・地質調査につきましては、事業費が6,651万4,000円と、それから9,670万円でございます、この事業は令和8年度の単年度事業でございます。あわせて⑦中間処理施設測量・地質調査事業につきましても4,400万円と4,280万円、これにつきましても単年度の事業で考えております。

債務負担行為に挙げております事業でございますが、2ページに戻っていただきますと、③の最終処分場整備計画・環境影響等調査事業でございます、この中にあります4,362万3,000円、これが令和8年度の事業費でございます。それから、令和9年度の事業費が、4ページの債務負担行為に挙がっております9,430万4,000円にして、この合計したものが最終処分場の計画等の環境影響等の事業ということでございます。

あわせて中間処理施設のほうも同様でございます、3ページの⑧でございますが、

整備計画・環境影響等調査事業の中の、上の丸でございますが、中間処理施設計画支援業務委託料が2,764万円、これが令和8年度の予算でございますが、4ページの債務負担行為でございますが、この中間処理施設計画支援業務の2億9,769万1,000円が令和9年度から令和11年度の3か年の事業費でございますが、この合計が計画支援業務の予算となります。

中間処理施設でございますが、3億2,533万1,000円で、これが債務負担行為と8年度の合計の計画支援事業の費用でございます。

同様に最終処分場につきましては、合計で1億3,792万7,000円でございます。

○中田委員長 よろしいですか。山本委員。

○山本委員 もう1点ですが、最終ページの最終処分場計画支援業務委託料のところでは基本設計策定がありますが、中間処理施設計画支援業務委託料のところには基本設計策定はないのですが、この違いは何ですか。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 最終処分場の基本計画、基本設計につきましては、一般的にまず基本計画をつくって、その後に基本設計をしていく業務になっております。

一方で中間処理施設につきましては、この後、環境影響評価等もございますので、まず基本計画をつくった後にその環境影響評価の内容も踏まえまして、また別途基本設計と言ったり要求水準書作成と言ったりしますけれども、そういった業務を今年度実施したいと考えております。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。では令和11年から先になるということですね。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 そのとおりでございます。

○中田委員長 ほかにございませんか。

景山委員。

○景山委員 2ページ目の③番です。最終処分場の整備計画・環境影響等調査事業の中でPFIという言葉が、今まで出てきたか記憶にない気がするのですが、このPFIの中身について教えていただきたいと思っております。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 最終処分場のPFI等導入可能性調査業務というものを計画しておりますけれども、PFIと申しますのが、最終処分場の整備を民間の資金等を利用して建てるのか、それとも行政のほうで建てていくのかということの比較検討をするという形で考えておまして。最近ですと行政が建てるという場合と、民間の活力を利用しましてDBOやBTOですとか、このPFI方式で建てる事例もたくさん出てきております。私どもの今の計画する最終処分場がどの方式でやるのが一番適切かということ、このPFI調査のほうで検討して調査していくことで考えております。

○中田委員長 景山委員。

○**景山委員** そうすると、当初示されていた資金計画とか、そういうものから、かなり変化が発生する可能性があると思いたらいいでしょうか。

○**中田委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 補足して説明させていただきます。PFI等ということで、PFIと一言で申し上げますと、民間資金を導入して行うものなどでございます。それも含めた、幅広にPPPの行政の資金を導入したものも含めて検討したいということでございますので、それについて主には2つ、事業者参入の可能性があるかどうか、あるいはVFMが出るかどうかということについて調査をさせていただきます。当初の資金計画といいますのが、施設整備概要でお示した金額のことではないかと思えますけども、これにつきましては、令和5年段階の数字でございますが、今後、施設の基本計画基本設計を立てる段階で、まずそちらのほうの金額については精査が必要だと思っております。このPFI導入の可能性調査をすることによって資金計画が変わるというものではございません。

○**中田委員長** よろしいですか。

○**景山委員** PFIということで、民間資金で施設を建設するということになると、そもそもその建設資金または使用料、返済、そういったものが相対的に最初の全てを公共で作るというものと相当違ってくると思いますが、そこら辺の変化がないというのはどのように理解したらいいのかと思っております。

○**中田委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 大変失礼しました。施設の整備計画のことと取り違えてしまいまして申し訳ありません。資金計画につきましては、幅広に導入可能性調査ということで検討はいたしますが、当初示していた公共資金を中心としたPPPから大きく変わるというものはございません。ただ選択肢として、調査の内容としては排除しないということでございます。以上でございます。

○**中田委員長** よろしいですか。

○**景山委員** はい。

○**中田委員長** ほかにございませんか。

森岡委員。

○**森岡委員** 今の景山委員に関連した形でお願いしたいですけども、これは最終処分場の話でPFIという表現が出て、私も初耳です。これまでずっと西部広域の中ではDBOで推進する形で基本計画を出されたと思います。その中で、最終処分場はこれでやりましょうと。

今度は中間処理施設、ごみ焼却場、こういったものに対してPFIという考え方も、これも当然調査対象になると考えてよろしいでしょうか。

○**中田委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** PFI等ということでございまして、中心的にはPPPの中での公共预算を中心とした導入可能性調査の方式のほか、どういった手法がいいかということ幅広に検討するものでございまして、決してその民間の資金のほうに導入方針を変更したということではございません。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 そういうことを聞いているのではないです。中間処理施設も最終処分場も当然 P F I のことを調査されるかということ聞いています。

○中田委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 選択肢としては、調査の対象として、排除するものではないということではございます。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 少し議論の整理が必要だと思いますので、私からお答えしたいと思います。

いわゆる P P P と呼ばれるプライベート・パブリック・パートナーシップは、官民の壁を越えて一定の公共的事業を推進していく。これは一番大きな概念の枠だと思っていただければいいと思います。その手法に、今、委員から御質問があったような D B O とか、あるいは P F I というのは、実は D B O と重なる概念でありまして、特に民間資金、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略でありますので、資金調達からやる部分を資金調達も含めて、例えば D B O、まあ D B O 以外の形態もありますけども。資金調達も含めて D B O をやるような形態を P F I と、このように呼ぶものであります。

それで、どういう方式を取るかというのは、今、予算として御提案しようとしているその検証業務で行うことになりまして、ログはないかもしれませんが、P F I 促進法という法律があって、一定規模以上の公共事業については P F I の導入可能性調査を検討することが、法律上努力義務になっております。

例えば米子市であれば、あるいは県もそうありますが、原則 10 億円を超えるものについては P F I の導入可能性調査をやるということになっております。これは P F I の過去の実績から得られた知見で、大体 10 億円程度を超えるものについては V F M。V F M というのはバリュー・フォー・マネー、つまりそういった P P P の調達方式を取ることによって公共側にも資金的なメリットが出るということがおおむねの傾向値として出ております。逆に言うとそれより小さいものは、そういったその間接経費がいろいろ P F I にはかかるものですから、間接経費で食われてしまって、そういう調達方式をしても必ずしも効果が出ないということが大体これまでの知見で分かっておりますので、10 億円程度を超えるものについては原則そういった検討をして、最も有利な方法を取っていくと。これが今の公共調達の大きな流れでありまして、この流れに沿ってやっていくということでもあります。

最初の質問に戻りますけど、その結果、資金計画が変わるかどうかという御質問から始まったと思いますが、これは総論としては、全く変わらないとは言いませんけども、大きくそれによって変わるということはないと思っております。それはなぜかという、先ほど申し上げたとおり、もともと構想をつくることから、様々な調達計画がある中で、まだ基本構想の段階では概算でありますけど、どれぐらいの資金規模が要ると。それに対して国の支援等のおおむねの割合がこれぐらいであって、そうすると自己資金でこれぐらい必要になってくる。それを構成市町村で何年間か積み立てておきましょうというような計画でありますので、その、もちろん先ほど御答弁申し上げたとおり、これから詳細設計、具体的な設

計をやっていきますと、具体的な方法とか、それから近時非常に物価高騰が激しいことあります。建設物価も非常に上がっておりますので、そういった事前修正の影響とか様々な影響がありますので、見かけ上の金額が変わってくると思いますけども、このPFIを検討して、PFIというものを仮に取ったからといって、大きく構成市町村の資金調達計画に影響がある、そういうものではないということを御答弁申し上げたところであります。以上であります。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 そのPFIという考え方は、この③最終処分場の整備計画する云々に関することとは少し違うような気がしています。それでしたらこの例えば、⑧中間処理施設の同じ整備計画を立てていて、ここにはPFIという表現がないですね。それから先ほど10億円という話が出ましたが、まあそれなのか、理由がね。今後は最終処分場も当然出てくるでしょうし。ですから、そこにこのPFIという言葉が出てくるかどうかということを確認したいのですが。

○中田委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 資料の2ページの③のところで、最終処分場計画支援業務の中にもPFI等導入可能性調査ということ盛り込ませていただいておりますし、3ページの⑧の中間処理施設計画支援業務委託料の中にも3点目のPFI等導入可能性調査業務というところを含ませていただいておりますので、両方につきまして同様の調査をさせていただきたいと考えております。

(「聞こえない」と森岡委員)

失礼しました。資料の2ページの③の最終処分場の事業計画、それと資料の3ページの⑧の中間処理施設の整備計画のほうにつきましても同様に、PFIの導入可能性調査業務を行わせていただく予定としております。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 そうすると⑧の説明文の中に、例えば最終処分場の③には、頭のところで出てきましたよね。「PFI等導入可能調査も含めてプロポーザル方式により一括発注する」と。だから⑧も同じような形って捉えていいですよねということです。

○中田委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○中田委員長 ほかにございませんか。

勝部委員。

○勝部委員 1点だけお伺い申し上げます。資料4の3ページの⑦中間処理施設の測量・地質調査事業というところがありますけど、この中に、地盤のいわゆる用地測量とかそういうものはもちろん必要でございますし、それから地盤の支持力とか地下水の状況と、これももちろん当然でございますが、基本的には一つ心配しますが、将来の液状化の問題がありますけども、支持力ではなくて地盤の、地盤調査そのものについてはあんまりお考えになっていないでしょうか。将来的には例えば表層改良、深層改良、あるいはペDESTAL杭の打込みと

かいろいろありますけども。地盤の入れ替えとかいろいろありますけども、その辺の調査というのは、支持力ではなくていわゆる地盤そのものの調査という考え方は、このあたり含まれているのでしょうか、含まれていないのでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中田委員長 森ごみ処理施設整備課長補佐。

○森ごみ処理施設整備課長補佐 液状化の検討の件についての御質問ですけれども、この地質調査業務の中で、現位置でサンプリング、土質、地質を取りまして、室内試験を行いました。まず液状化が発生する状況かどうかというところを確認する予定にしております。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 要するに含まれているということで理解すればよろしいですね。はい、了解いたしました。ありがとうございます。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、当局からの報告を終わりといたします。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後2時51分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸